

令和 2 年 7 月高等裁判所長官事務打合せ結果概要

1 BCP や最高裁（対策本部）から発せられた各種事務連絡（Q&A を含む。）等に基づき、所長としてどのように事件処理態勢の検討を進め、高裁としてどのように管内の調整機能を果たしたか。

【最高裁】まず、各庁において事務処理態勢を検討した際のプロセスについてうかがいたい。緊急事態において早期に事務処理態勢の方針を定める必要があることから、東京地裁においては、所長等において方針案を作成した上で、部において議論がされ、全裁判官の申合せが作成されたと聞いているが、この点について補足的な説明があればうかがうとともに、東京地裁以外の管内の検討プロセスや高裁としてどのように管内の調整機能を果たしたかについてうかがいたい。

【東京高裁】東京高裁管内においては、おおむね所長等において方針案を作成した上で、部総括裁判官を中心として各部において議論をするというプロセスを取った。このようなプロセスを取ったことに異論はなく、むしろ積極的評価もあった。ただ、事件処理態勢についての庁の方針について、書記官までは十分に浸透しなかったという庁もある。東京高裁としては、東京地家裁と連携して検討を行い、管内に情報提供したほか、最高裁からも情報収集をし、管内に展開した。最高裁から発出された事務連絡について高裁として検討し、関連して今後検討が必要と思われる事項については、検討の視点を示して各庁における検討を促した。

【大阪高裁】庁の規模によって事情は異なるが、東京と同様のプロセスで検討し、おおむね適切に対応してきたと評価している。所長がリーダーシップを發揮しつつ、地域の自治体の情報収集を行ったり、地域の中における裁判所の在り方や在宅勤務の在り方等についても議論をしたりした。大阪高裁としては、東京と同様、大阪地家裁と連携しながら管内の調整を進めてきた。

【名古屋高裁】今般の業務縮小は裁判運営等に関わる問題であり、全庁的な裁判官の合意形成が必要であったが、総じて各庁とも時間的制約がある中で大きな混乱なく妥当な範囲内の合意形成ができたのではないかと考えている。合意形成が円滑に進んだ原因としては、各所長のリーダーシップによるところも大きいが、2月下旬以降、最高裁から適時に事務連絡が発出されたことも大きい。名古屋高裁としては名古屋高裁、地裁、家裁の三庁で最高裁から発出された事務連絡の具体策を検討し、事務連絡の内容をかみ砕いた上で各庁に情報を共有するなどした。各庁においては、それを単になぞるのではなく、自主的な検討がされた。業務縮小に至る過程では緊急性があったこともあり、陪席クラスではやや受け身となる面もあったが、回復期においては事件処理と感染防止との両立をどのように図るかについて積上げ的な議論をすることができた。

【広島高裁】B C Pは新型インフルエンザ等を前提としたものであったため、新型コロナウイルスへの対応においては、そのまま適用しづらい部分も多かったが、それでもB C Pに基づく大きな枠組みがあったおかげで円滑に検討を進めることができた。部の規模等も異なるので一概にはいえないが、普段から部の中での議論がうまくできているところでは円滑な合意形成がされ、そうでないところはうまく機能しない面が見られた。

【福岡高裁】福岡地裁以外はこれまでの各高裁からの報告と同様のプロセスによった。福岡地裁においては、部総括裁判官の組織運営能力や司法行政能力を向上させる絶好の機会であるとして、所長は大きな視点を示すにとどめ、部総括裁判官を中心として事務処理態勢を検討したが、結果として非常にうまくいったと聞いている。部総括裁判官の間では、感染防止と裁判の迅速な進行との両立について白熱した議論がされたが、最終的にはしかるべきところに落ち着いた。

【仙台高裁】東北は南三県と北三県とで感染状況等が異なった。最高裁の事務連絡において、緊急事態宣言が出された場合であっても一律に業務態勢を縮小させのではなく、地域の実情に応じた検討を促された点が非常に有益であった。

【札幌高裁】札幌高裁においては、知事の要請が管内全庁に及ぶものであったことから、政府の方針や知事の要請を踏まえつつ、大枠の方針を高裁で作成し、それに基づいて各庁に具体的な態勢作りの検討を依頼するという手法を取った。感染者の多くは札幌地家簡裁管内に集中しており、今般の対応に当たっては、管内の感染者の状況に応じたきめ細やかな対応をとることも考えられたが、北海道全体が特定警戒都道府県とされたことから、管内は全庁的に札幌とほぼ同様の対応を取ることとした。

【高松高裁】高松高裁管内は感染状況が落ち着いていたので、先行する庁の対応を見て準備ができた。また、小規模であることから、合意形成もスムーズに行われた。裁判官や職員も、国民の一人として感染拡大防止に協力するのが当然という意識があったために、合意形成やそれに基づく対策がスムーズにできたという見方もできる。

2 検討を進める上で、どのような課題があったか

(1) 業務縮小期において見えてきた課題

ア 業務縮小期当初

【最高裁】2月末ころから緊急事態措置対象が全国に拡大される4月16日の前までの期間については、感染が徐々に拡大し、最高裁からも当面の対応方針を示すなどしてきたところであるが、各庁の検討状況やこの期間に見られた課題についてうかがいたい。

【福岡高裁】感染拡大防止と迅速な裁判の実現のいずれも重要な理念であり、どちらを重視すべきなのかについて揺れ動いていた。福岡では、感染者数自体は多くなかったが、大きな病院で院内感染が発生し、医療崩壊が起きるのではないかという切迫感があったことから、このような地域社会の意識も踏まえて検討をした。

【名古屋高裁】弁論準備室や法廷の用い方について裁判官同士で合意を形成す

るに当たって、個々の裁判権の行使に関わるこのような問題についていかに合意形成を図るかというところに遡った議論がされた。他方で、業務縮小の初期段階で序としての方針を定める前に裁判体において期日の取消しに傾斜してしまったところもあった。

【東京高裁】期日の指定や登庁人数の制限のような大きな問題以外にも、関係者にマスクの着用をどこまで求められるか、裁判官がマスクをすべきかなどの問題も出てきた。高裁として気付いた問題もあれば、地家裁で気付いた問題もあり、高裁で問題点と考慮要素を整理検討し、地家裁と意見交換をしていた。

【札幌高裁】この時期は、期日取消と傍聴席の利用方法が主に問題になっていた。傍聴席については、最高裁から発出された事務連絡で方向性が示され、各庁で申合せがされたが、その中では庁舎管理権に基づく措置として統一的な運用を目指すべきであるという意見が示されたりした。

【広島高裁】当初の段階では管内の感染者は少なかったが、裁判所の中で感染者や濃厚接触者が出了場合にどのように待機してもらうのか、どのように行動してもらうのかについて、悩ましかった時期である。管内には小規模庁が多く、小規模庁で感染者や濃厚接触者が出了と裁判事務が進められなくなるおそれがある。事前にどのような準備をしておくべきか、庁の規模に応じて交代制にすべきかなどを検討していた。

イ 緊急事態措置の全国拡大期

【最高裁】4月16日に緊急事態措置の対象地域が全国に拡大された後、政府においては、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すなどの基本方針が示され、最高裁からも、登庁者を制限しつつ、必要な業務を行っていく上での考え方を示すなどしてきたところであるが、緊急事態措置の対象地域が全国に拡大された後の各庁の検討状況やそこから見られた課題についてうかがいたい。

【高松高裁】B C Pは新型コロナウイルスを前提とはしていないため、具体的に当てはめていくと、適合しない部分もあった。そのような可能性があることを前提にもう少し事前に検討、整理しておくべきであったように思われる。今から振り返ってみると、B C Pを形式的に当てはめて対応してしまったところもある。特に家事事件については、B C Pにおいて想定する以上に要急の事件があったのではないかと思うが、これに対する配慮が十分ではなかった面があるよう思う。

【大阪高裁】いくつか課題はあったが、職員の在宅勤務の問題が大きかった。裁判官については従前から宅調があり、記録を持ち帰って検討することができたが、職員については在宅でどのような仕事を行うべきなのは現在もなお検討課題である。一部には、在宅してすべき仕事の整理が十分でない中で、登庁日に超過勤務をしてたまた仕事をするということが見られた。

【仙台高裁】人的態勢の総量規制についてどのように対応すべきかは、悩ましい問題であった。東北六県は、県知事による外出自粛要請の内容等が南三県と北三県では異なったことから、最高裁から発出された事務連絡も踏まえ、一律に業務を縮小するのではなく、地域の実情に応じた態勢を検討した。

【東京高裁】人的態勢の総量規制は、やむを得ないものであったと思う。もつとも、庁の規模や感染状況が様々であり、機械的に業務量を減らし、登庁人数を下げてしまうと問題が生じるところもある。管内では東京や首都圏において感染者数が多く、その周辺庁では感染者数が少なかったが、周辺庁においては、東京等から通勤する職員を優先的に在宅勤務に切り替えるかどうかについて悩んだところもあったようである。

【札幌高裁】人的態勢の総量規制の中で可能な範囲でB C Pの第二順位の業務も進めていくことを考えたが、特定警戒都道府県であった間は、実際に第

二順位まで業務を行うことは困難であった。登庁を制限するのは、出勤する段階での感染リスクの問題が大きいという面もあるのではないかと思うが、札幌を除く北海道管内では、通勤に公共交通機関を利用しない職員も見られることから、登庁後の感染防止策を徹底した上で、出勤割合を増やすことも考えられたかもしれない。

【福岡高裁】例えば、鹿児島においては、感染者数が少なかったこと、県から外出自粛要請等が出されていなかったこと、県や市の窓口業務が縮小されていなかったことなどを考慮し、緊急事態措置の対象地域が全国に拡大された後も、態勢を大幅に縮小することはしないで、個々の事件の特性等に応じて期日の取消等を検討したようである。地域ごとの対応の一例として紹介する。

【高松高裁】管内では、感染が比較的起こっている県の知事が自粛を縮小していこうと発言をし、余り感染が起こっていない県の知事が強い自粛を求めていて、地域ごとと言われてもどう対応すべきか困った。緊急事態措置の対象となった時点で、管内の感染状況は落ち着いていたものの、全国的な自粛という一つの大きな流れに協力していくのが裁判所の在り方と考えて対応をした。現段階では、ウイルスの特性が少しずつ分かってきたところであり、今後の対応はこの点を踏まえて更に検討していく必要があると考えている。

ウ 対外対応の在り方

【最高裁】今般のような未曾有の緊急事態に対し、裁判所としても継続業務を限定し、それに必要な範囲で態勢を縮小するなどの異例の対応をすることから、地域社会、当事者・利用者の理解を得ることが重要と考えられるが、各庁における対外対応の実情や課題についてうかがいたい。

【札幌高裁】節目節目ごとに高裁が音頭をとって、弁護士会対応、検察庁対応、マスコミ対応をした。ただし、最初に対応したのは5月1日の最高裁から

の事務連絡を受けてからのことであった。弁護士会から申入れがあったところもあるが、裁判所の真意を弁護士会に説明して納得を得られたようと思われる。

【大阪高裁】所長が弁護士会長や検事正に説明した庁もあるし、所長代行、上席や事務局が説明に行った庁もある。裁判所の対応について、一部の当事者からは苦情もあったが、多くの弁護士や国民からは理解されたと思う。

【仙台高裁】弁護士会からは、感染拡大期とはいえ、判決言渡期日を取り消さないでほしかったとの意見が示された。今後、業務を縮小するがあれば、弁護士会に十分な説明をする必要があると考えている。

【東京高裁】弁護士会や検察庁には必ず説明をしていたし、ホームページにおいても情報発信をしていた。報道機関にも情報提供をしていたが、振り返って考えると、もう少し積極的に説明をすべきであったとも考えている。

【名古屋高裁】業務を縮小する際には、弁護士会に対して説明をし、ホームページにもその旨を掲載したが、振り返ってみると、裁判所からの一方的な説明になった面があり、また、全面的に期日を取り消した民事訴訟事件や、家事事件については、代理人や当事者に不安を与えており、個別に裁判所に問合せがあった際に適切な対応ができていなかった面もある。ここまで業務を縮小する必要があったのかについては批判もあり、今後同様の事態が発生した場合に、同様の対応で良いのかは課題である。

【福岡高裁】業務を縮小する際には、各所長が弁護士会に説明をした。弁護士会としては理解をされたが、個々の事件においては裁判所の対応が批判されたところもある。報道機関との関係ではおおむね問題は生じなかつたが説明が不十分であるという批判がされた庁もあった。日頃から報道機関との信頼関係の構築に努めるのが重要である。

エ 高裁が管内の調整機能を果たす上での課題

【最高裁】高裁としては、管内の情報集約及び情報提供に努め、管内で十分な

検討がされているか目配りをされていたのではないかと思うが、調整に当たって苦労された点や問題が生じた点があればうかがいたい。

【大阪高裁】高裁事務局長は、最高裁から発出された事務連絡を読み込んで各所長に伝え、必要に応じて最高裁に問い合わせるだけで手一杯であった。東京等の大都市の例だけではなく、群馬や栃木の取扱いが分かれれば、奈良、大津、和歌山の参考にできたという声もあった。

【仙台高裁】岩手県は感染者がおらず、緊急事態宣言後も通常業務態勢であったが、4月23日に外出自粛要請が出た際には、管内の裁判所と比べて大きく登庁率を下げるなどを検討していた。そこで、高裁事務局長が管内の事務処理態勢も情報提供するなどして、調整を行った。

【東京高裁】高裁においては、方向性を強く打ち出すことはせず、考慮要素のみを示して各庁の検討を促したが、このような方法については賛否両論があった。また、大規模庁を中心に対応を検討し、それを中小規模の庁に当てはめていくことにひずみがあったのではないか。さらに、地裁よりも家裁への配慮が足りなかつたし、本庁よりも支部への配慮が足りないところがあったように思われる。

(2) 回復期において見えてきた課題や今後を見据えて検討すべき課題について

【最高裁】現時点でもなお感染が終息したわけではなく、地域の実情が今まで以上に異なってきてているように考えられる。回復期における事務処理態勢の検討等に当たって見えてきた課題や、今後を見据えて検討すべき課題についてうかがいたい。

【広島高裁】裁判所としても、傍聴席の間隔の取り方やマスクの着用等の問題について、裁判所の実態に即した科学的知見を利用した独自の検討を深めていくことができないだろうかと考えている。

【福岡高裁】裁判の公開の要請があるほか、傍聴席では会話がされず前を向いて

座っていることも踏まえると、定期的に換気をするなどの措置を講じた上で、もう少し傍聴席の間隔を狭めていくことも考えられないか。

【仙台高裁】民事訴訟事件の期日が再開され、裁判官や職員の中には事件処理や期日の指定を早めたいという意識が見られるようになった。未済事件が累積していくので早く事件を進めたいという意見が出たようであり、所長が期間を週ごとに区切って段階的に再開していくことを示唆して調整したと聞いている。

【大阪高裁】裁判官に対しては、所長等を通じて、業務回復に当たり、事件数ばかりを意識し、無理をして帳尻を合わせるような事件処理を行うのではなく、今般の対応によって得られた知恵を活かして事件処理に当たってほしい旨を伝えている。

【名古屋高裁】業務再開に当たっては、感染防止との両立をしなければならず、どの程度配慮すべきかが課題である。これまでにも感染防止策を検討してきたところであるが、組織的なコンプライアンスの観点からも、各庁において感染防止策を明確に定めて実践していく必要がある旨を伝えた。これまでの各庁における検討の過程では各部、各裁判官からも多様な意見が出されており、このような検討はバランスの取れた裁判運営を考える一つの契機となつたのではないかと思う。民事においては、書面による準備手続やウェブ会議の利用を高めて運用改善をしていこうとしている。家事についても調停全体のプラクティスを見直していくかないと、滞留している事件が減らない。電話会議等の利用も含め、運用改善を行うことが課題である。

【東京高裁】未済事件が多くなっている府もあり、そのような府においては、段階的に業務を再開するに当たって、再開する事件の割合を定めるとともに、どのような事件から着手すべきかなどについて議論を行っていると聞いている。

【最高裁】今回の議論から、様々な課題があることを改めて認識することができ

た。今回は新型インフルエンザ用のBCPを適用するということになったが、このBCPの想定は、海外感染期に被害想定が既に明らかになり、それを踏まえて海外感染期又は国内感染早期に、政府の発信を踏まえてBCP見直しの要否を検討することとなっていた。しかし、今回の場合には、海外感染期に感染力や毒性、致死率、免疫獲得可能性等の基本的なデータが明らかにならなかつたため、政府の行動計画も裁判所のBCPも事前に見直すことができなかつた。政府の対処方針も、必ずしも万全の科学的裏付けを持ってどのような場合に感染するのかを明らかにしているものではなく、人との接触を減らすために外出の自粛を求めるというものであった。裁判所も当然のことながら科学的知見があるわけではなく、これによらざるを得なかつた。本部としても、今回より緊急事態が長期化する場合の対応は、現状のBCPでは対応しきれない面があることは認識したところなので、本日の議論も活かして今後のBCPの検討をしたい。もっとも、BCPはある程度抽象的な定めとし、節目節目で得られた情報を基に具体的な対応を検討することにならざるを得ないところもあるし、最高裁としては政府等の方針を踏まえた大枠を策定することはできるが、裁判官の職権行使の独立との調和を確保しつつ、個々の事件の特性や各地の地域の実情を踏まえた的確な対応をするには、各地家裁、各部において十分に議論をしながら進めていくことが重要であると考えられる。最高裁と各地家裁、各部が、それぞれの果たすべき役割を明確に意識して適切な連携を図っていく必要があるし、両者の中間に位置し、互に足りないものを補うことのできる高裁の役割は極めて重要であると考えられる。

3 その他

これまでの長官所長会同においては、紛争解決機能その他の部の機能を高めていくためには、部において、事件処理上の課題をめぐる議論の深化や広がりを追求す

るのみならず、司法行政上の課題等についても議論を交わすことが期待される旨の議論がされてきたところ、複数の庁から、今般の事態は各裁判官が事件処理と司法行政上の課題との関係を考える良い機会となり、各庁における事務処理態勢を検討するに当たって忌たんなく意見交換がされることにより、司法行政上の課題についても主体性を持った検討がされたとの報告がされた。

他方で、特に回復期においては地域社会における裁判所の位置付け等を踏まえた司法行政上の課題についてなお主体性を持った検討が十分でないところもあったという意見や、部内における議論が表面的なものにとどまり、裁判権の行使と司法行政との関係などについて深まった議論がされていないところもあったという意見が出された。このような裁判官の意識の差異は、部の機能の活性化を図る趣旨について十分に理解がされているか否かにも関わることから、今般の事態への対応を一つの契機として、更に部の機能の活性化等の議論を深めていく必要があるとの指摘がされた。

また、裁判官が司法行政上の課題についても問題意識を持つ必要があることは今般のような非常事態に限られるものではないことから、常置委員会をより活性化するなど普段から司法行政上の課題についても議論ができる態勢を作つておくことが考えられるという意見のほか、今般の事態を契機に、司法行政上の課題との関係を踏まえた裁判運営の在り方の見直しなどの業務改善を行っていく必要があり、高裁としても各庁における検討の後押しをしていく必要があるという意見が出された。

以上